

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ室スチームドレンサンプピット内のライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを点検・修理	D	
2	1号機	非常用復水器出口の凝縮水戻り配管隔離弁（3A、B）の操作スイッチ用銘板表示と設計図面記載の表示に相違が認められたため、対応検討	D	
3	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ室及び高圧注水系ポンプ室の換気空調系局所空調機の点検において、プーリー溝に摩耗が認められたため、当該プーリー（2組）を交換	D	
4	4号機	復水貯蔵タンク用計器収納箱への計装用空気供給配管及びフランジボルト、配管サポートに著しい腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	消火用ホース格納箱（タービン建屋屋外東側の逆洗弁ピット南側に設置）の架台に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	補機冷却海水系の屋外敷設配管及びその架台（鋼製）に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	非常用ディーゼル発電機（A）用給気サイレンサ（2台）の架台（鋼製）に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	主タービン衝蒸気復水器の排気放射線モニタ用サンプリングラックの流量調整弁の点検において、動作不良が認められたため、当該弁を交換	D	
9	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室に配備している防爆型タイマー付ダスト放射線測定装置の流量指示計に指示値不良が認められたため、当該測定装置を点検・修理	D	
10	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋換気空調系空調機（A）のファンベルトカバーの固定用ボルト（5本中、1本）の外れが認められたため、ボルトを取付	D	
11	6号機	タービン建屋地下の復水脱塩装置樹脂ストレーナ室において、空調用ダクトより水の滴下（約60cc、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
12	集中環境施設	ペレット等固化設備のペレット受入ダンパに動作不良（全閉不能）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで